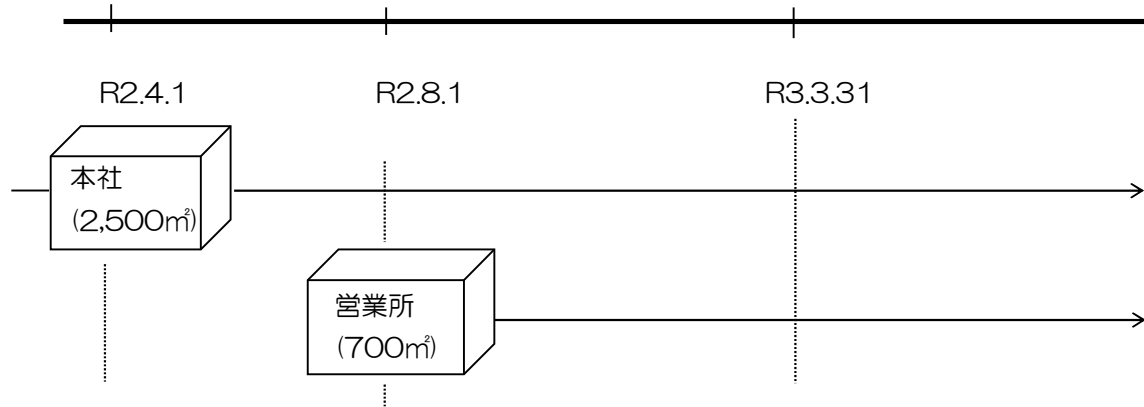


○課税標準の算定期間の中に事業所等の新設又は廃止した場合の月割計算の取扱い

ア. 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等[法701の40(2)1] ※(ウ)の場合を除く

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(例) 本社(2,500㎡)を有するA社が、別に営業所(700㎡)を令和2年8月1日に新設した。なお、事業年度は3月31日までです。



この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおりです。

本社・・・2,500㎡

営業所・・・700㎡ × $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{12}$ = 408.33㎡

合計・・・2,500㎡ + 408.33㎡ = 2,908.33㎡

イ. 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等[法701の40(2)2] ※（ウ）の場合を除く

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

（例）本社(2,000㎡)を有するA社が、別にある営業所(600㎡)を令和2年10月8日に廃止した。なお、事業年度は3月31日までです。



この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{本社} & \cdots \cdots 2,000\text{㎡} \\ \text{営業所} & \cdots \cdots 600\text{㎡} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{12\text{月}} = 350\text{㎡} \\ \text{合計} & \cdots \cdots 2,000\text{㎡} + 350\text{㎡} = 2,350\text{㎡} \end{aligned}$$

ウ. 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等[法701の40(2)3]

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}} \times \frac{\boxed{\text{新設yの日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$